

令和5年 No.4

○東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

テニユアトラック教員，特任教員及び先端教育人材育成推進機構上廣道德・倫理教育研究開発推進室に係る規定を追加することに伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年2月8日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年2月9日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規程第3号

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部改正について

改正理由：テニュアトラック教員、特任教員及び先端教育人材育成推進機構上廣道徳・倫理教育研究開発推進室に係る規定を追加することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(任期を定めて雇用する教員の職等)</p> <p>第2条 法第5条第1項の規定に基づき<u>任期を定めて雇用する教員</u>（以下「<u>任期付教員</u>」という。）は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>学長のリーダーシップによる戦略的配置教員のうち別表に定める教員</u></p> <p>(2) <u>東京学芸大学テニュアトラック制度に関する要項（令和5年2月24日制定。以下「<u>テニュアトラック制度要項</u>」という。）を適用された教授、准教授及び講師</u></p> <p>(3) <u>特任教員</u></p> <p>(雇用される者の同意)</p> <p>第3条 任期を定めて雇用する場合には、文書（別紙様式1）により、雇用される者の同意を得なければならない。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第4条 <u>任期付教員の任期は、次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第2条第1号の任期付教員は別表に定めるとおりとする。</u></p> <p>(2) <u>第2条第2号の任期付教員はテニュアトラック制度要項第5条及び第6条に定める期間とする。</u></p> <p>(3) <u>第2条第3号の任期付教員は特任教員就業規則（令和4年規則第27号）第4条及び第5条に定める期間とする。</u></p> <p>(再任手続)</p> <p>第5条 <u>第2条第1号の任期付教員の再任は、当該任期付教員の所属する教育研究組織の運営委員会等の審議を経て学長が決定する。</u></p> <p>(報告)</p> <p>第6条 前条の規定により再任された場合、当該教育研究組織の長は、別紙様式2により教育研究評議会に報告するものとする。</p> <p>(周知)</p> <p>第7条 この規程を定め、又は改正したときは、東京学芸大学例規集への掲載等により、広く周知を図るものとする。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(任期を定めて雇用する教員の職等)</p> <p>第2条 法第5条第1項の規定に基づき<u>任期を定めて雇用する教員</u>（以下「<u>任期付教員</u>」という。）の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(雇用される者の同意)</p> <p>第3条 任期を定めて雇用する場合には、文書（別紙様式1）により、雇用される者の同意を得なければならない。</p> <p>(再任手続)</p> <p>第4条 <u>任期付教員の再任は、当該任期付教員の所属する教育研究組織の運営委員会等の審議を経て学長が決定する。</u></p> <p>(報告)</p> <p>第5条 前条の規定により再任された場合、当該教育研究組織の長は、別紙様式2により教育研究評議会に報告するものとする。</p> <p>(周知)</p> <p>第6条 この規程を定め、又は改正したときは、東京学芸大学例規集への掲載等により、広く周知を図るものとする。</p>

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

[省略]

別表 (第2条関係)

教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠
[省略]				
先端教育人材育成推進機構 (高等学校における授業及び教師教育モデルの開発・普及プロジェクト)	助教 (学長が、役員会の議を経て、任期付教員として定めた者に限る。)	3年	再任不可	法第4条第1項第3号
<u>先端教育人材育成推進機構上廣道徳・倫理教育研究開発推進室</u>	<u>教授, 准教授, 講師, 助教</u>	<u>3年</u>	<u>再任不可</u>	<u>法第4条第1項第3号</u>

別紙様式1

同意書

年 月 日

東京学芸大学長 殿

氏名

私は、東京学芸大学 に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律 (平成9年法律第82号) 第4条第1項第 号及び東京学芸大学教員の任期に関する規程第4条の規定に基づき、下記のと通りの任期により雇用されるものであることに同意します。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

[省略]

別表 (第2条関係)

教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠
[省略]				
先端教育人材育成推進機構 (高等学校における授業及び教師教育モデルの開発・普及プロジェクト)	助教 (学長が、役員会の議を経て、任期付教員として定めた者に限る。)	3年	再任不可	法第4条第1項第3号

別紙様式1

同意書

年 月 日

東京学芸大学長 殿

氏名

私は、東京学芸大学 に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律 (平成9年法律第82号) 第4条第1項第 号及び東京学芸大学教員の任期に関する規程第2条の規定に基づき、下記のと通りの任期により雇用されるものであることに同意します。

〔省略〕

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 先端教育人材育成推進機構上廣道徳・倫理教育研究開発推進室教員について、採用等の事由が年度の途中で生じたことにより、年度の途中から任期が開始される場合の任期は、採用の日の属する年度を1年として取り扱うこととする。

〔省略〕